

証券コード4494
2024年5月14日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町一丁目6番地
バリオセキュア株式会社
代表取締役社長 梶 浦 靖 史

第9期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第9期定時株主総会招集通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.variosecure.net/ir/library/>
（「株主総会」タブからご確認ください。）

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株主総会資料掲載ウェブサイトおよび東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

下記の株主総会資料掲載ウェブサイトもしくは東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「バリオセキュア」または証券コード「4494」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/4494/teiji/>
東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

株主の皆様におかれましては、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2024年5月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1 神田スクエア3階 CONFERENCE
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項 第9期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告および
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年5月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁および5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2024年5月28日（火曜日）午後6時までに行使してください。
- (3) 複数回行使された場合の議決権の取り扱い
書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 各議案につき賛否の表示をされない場合の取り扱い
ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

以 上

株主総会参考書類並びに事業報告および計算書類に修正が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.variosecure.net/>)、株主総会資料 掲載ウェブサイト (<https://d.sokai.jp/4494/teiji/>) および東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス) (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) に掲載させていただきます。

《ご来場される場合のお願い事項》

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 開会後に体調がすぐれないよう見受けられる方につきましては、会場スタッフがお声がけする場合やご退出をお願いする場合がございます。
- 本株主総会においては、議場における報告事項 (監査報告を含みます) および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

《インターネットによる議決権行使のご案内》

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

2. インターネットによる議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン二次元コード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で、行使内容を変更される場合には、再度二次元コードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2024年5月28日（火曜日）午後6時までとなっておりますので、お早目の行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従って手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部
【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

以 上

事業報告

(2023年3月1日から)
(2024年2月29日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する下で各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されています。一方で、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の懸念材料も多く、景気を下押しするリスクが存在しています。

当社を取り巻くセキュリティサービス市場の環境としては、サイバーセキュリティ攻撃による脅威が年々増加しており、近年ではランサムウェア（身代金要求型ウイルス）によるサイバー攻撃被害が国内外の様々な企業や医療機関等で続き、国民生活や社会経済に影響が出る事例も発生しています。2023年3月には「Emotet（エモテット）」の活動再開が確認され、国民の誰もがサイバー攻撃の懸念に直面しております。

このような環境下、当社は主に中小企業向けのセキュリティ対策を支援するため、「マネージドサービスの対応領域拡大・競争力強化」「成長セキュリティ市場への参入」「既存販売網と異なる新規営業体制の強化」を中期経営計画の目標として定め、実現に向けて当事業年度より人材の獲得、サービス企画・事業開発の強化、ソフトウェア開発等の事業投資を行ってまいりました。

そして、当事業年度においては、ネットワーク機器、Wi-Fiアクセスポイントのファームウェアのアップデートやネットワークトラブルの早期発見を行い、オフィスLAN環境を健全に維持する運用アウトソーシングサービスを開始しました。また、自社のセキュリティ環境の脆弱性を診断する「脆弱性診断サービス」の提供を行い、企業のニーズに対応したサービスラインナップを拡充しました。

このような状況のもと、マネージドセキュリティサービスの売上収益は、ストック型の積み上げとその低解約率（0.70%）（注）により、安定的に推移しました。特にエンドポイントセキュリティ対策としてサイバー攻撃の兆候を検知するVarioマネージドEDRは、引き続き高い成長となりました。一方で、ワンショットの収益モデルであるインテグレーションサービスにおいては、統合セキュリティ機器（UTM）の販売低迷により、前年を下回りました。

費用については、中期経営計画の初年度として、積極的な投資（人材採用、サービス開発等）を行ったことから拡大しましたが、売上原価については引当金の戻し入れ等により前年より減少しました。

これらの結果、日本基準に準拠した当事業年度の業績は、売上高2,640,423千円（前期比0.2%増）、営業利益257,571千円(同19.6%減)、経常利益246,848千円(同10.6%減)、当期純利益88,924千円（同19.4%減）となりました。

参考情報として、国際会計基準（以下、「IFRS」という）に準拠した当事業年度の業績は、売上収益2,640,423千円（前期比0.2%増）、営業利益520,791千円(同10.4%減)、税引前利益509,156千円(同6.1%減)、当期利益347,604千円（同9.3%減）となりました。併せて、「1. 会社の現況 (2) 直前三事業年度の財産及び損益の状況」に、参考情報として、IFRSに基づく直前三事業年度の財産及び損益の状況も記載しております。

(注) 解約率（金額ベース）＝年間解約金額÷（各年度の期初ベース月次売上収益×12）

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は173,936千円であり、主にマネージドセキュリティサービスに係るソフトウェア開発プロジェクトで発生した支出をソフトウェア仮勘定に計上したこと等による投資104,072千円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2021年 2 月期)	第 7 期 (2022年 2 月期)	第 8 期 (2023年 2 月期)	第 9 期 (当事業年度) (2024年 2 月期)
売 上 高(千円)	2,545,189	2,566,735	2,634,377	2,640,423
経 常 利 益(千円)	514,744	485,080	276,062	246,848
当 期 純 利 益(千円)	278,345	276,359	110,313	88,924
1 株当たり当期純利益 (円)	74.62	73.05	26.88	19.69
総 資 産(千円)	5,993,938	5,704,031	6,179,162	5,697,743
純 資 産(千円)	2,891,183	3,038,829	3,834,938	3,743,219
1 株当たり純資産額 (円)	767.58	799.82	849.35	828.41

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

(参考情報) IFRSに基づく直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2021年 2 月期)	第 7 期 (2022年 2 月期)	第 8 期 (2023年 2 月期)	第 9 期 (当事業年度) (2024年 2 月期)
売 上 収 益(千円)	2,545,189	2,566,735	2,634,377	2,640,423
税 引 前 利 益(千円)	707,935	701,528	542,394	509,156
当 期 利 益(千円)	491,534	500,481	383,316	347,604
基本的 1 株当たり 当 期 利 益 (円)	131.78	132.29	93.41	76.96
資 産 合 計(千円)	7,216,165	7,122,069	7,826,190	7,649,933
資 本 合 計(千円)	3,949,366	4,323,058	5,378,973	5,548,163
1 株当たり資本合計 (円)	1,048.52	1,137.83	1,191.32	1,227.87

- (注) 1. 当社はIFRSに基づいた財務諸表を作成しているため、IFRSに基づく数値も参考情報として記載しております。
 2. 基本的 1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 3. 1株当たり資本合計は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はHEROZ株式会社で、同社は当社の普通株式1,934千株（議決権比率42.8%）を保有しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき課題は以下のとおりです。

① 人材の確保・育成

当社は中期計画の達成に向けて、人材を適切なタイミングで獲得し、必要な領域に配置することが重要であると考えております。一方で労働人口は減少傾向にあり、人材獲得における競争は今後も激化するものと予想されます。当社は、このような状況に対処するために、従業員のエンゲージメントサーベイを実施することで課題認識を行い、従業員の定着率向上のための施策を行っております。今後とも、若手人材や意欲のある人材の要職への登用をはじめ、中間管理職の研修や能力開発等を通じて、人的資本への投資を行い、人材力の強化を行なっていく予定です。

② 経営体制の強化

当社は企業を持続的に成長させるにあたり、経営体制の強化が重要と考えております。経営の効率化と透明性の高い経営を通して、中長期における企業価値の一層の向上のために、経営対体制の強化を図ってまいります。

③ 新技術、社会変化に対応したサービス開発

クラウドサービスの利用拡大やワークスタイルの変化、そして、巧妙化するサイバー攻撃により、セキュリティの脅威は社外、社内という境界を越えて存在するようになりました。このような環境下、当社では外部からのリスクを防御するマネージドセキュリティサービスに加え、セキュリティリスクを検知し、脅威を除去する端末側のセキュリティサービスやデータの保護・復旧を行うバックアップサービスなど、事業領域を拡大してまいりました。中期経営計画では、セキュリティサービスを包括的に提供する統合セキュリティベンダーとして、各種サービスの提供を行っていく予定です。今後も新たなセキュリティ課題に対する需要が拡大する中、市場の変化に対応したサービスを提供してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

当社は、「インターネットを利用する全ての企業が安心して快適にビジネスを遂行できるよう、日本そして世界へ全力でサービスを提供する」という経営理念のもと、インターネットに関するセキュリティサービスを提供する企業として、インターネットからの攻撃や内部ネットワークへの侵入行為、また、ウィルスの感染やデータの盗用といった各種の脅威から企業のネットワークを守り、安全にインターネットを利用することができるようにする総合的なネットワークセキュリティサービスを提供しております。

事	業	事 業 内 容
インターネットセキュリティサービス事業	マネージドセキュリティサービス	<ul style="list-style-type: none">・当社独自の専用機器VSRを利用した統合型インターネットセキュリティサービス・データのバックアップサービス (VDaP)・エンドポイントセキュリティサービス (Vario EDR)
	インテグレーションサービス	<ul style="list-style-type: none">・中小企業向け統合セキュリティ機器 (UTM) であるVCR (Vario Communicate Router) の販売・ネットワーク機器の調達や構築を行うネットワークインテグレーションサービス

(6) 主要な営業所 (2024年2月29日現在)

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区
大阪オフィス	大阪府大阪市西区
福岡営業所	福岡県福岡市博多区

(7) 使用人の状況 (2024年2月29日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
88名 (3.5名)	14名増	40.81歳	6.02年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は最近1年間の平均雇用人数を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	487,500千円
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	487,500千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	325,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年2月29日現在)

- (1) 発行可能株式総数 14,900,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,520,053株
- (3) 株主数 3,230名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
H E R O Z 株式会社	1,934,000株	42.80%
中 条 幸 佳	186,100株	4.12%
有 限 会 社 光 パ ワ ー	114,300株	2.53%
重 田 康 光	106,600株	2.36%
楽 天 証 券 株 式 会 社	103,900株	2.30%
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	90,000株	1.99%
槇 田 重 夫	54,300株	1.20%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	48,900株	1.08%
平 尾 丈	45,000株	1.00%
山 本 大 助	41,000株	0.91%

(注) 持株比率は自己株式(1,519株)を控除し、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日			2017年5月16日	2018年5月15日
新 株 予 約 権 の 数			3,037個	757個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 60,740株 (新株予約権1個につき 20株)	普通株式 15,140株 (新株予約権1個につき 20株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり 10,000円 (1株当たり 500円)	新株予約権1個当たり 10,000円 (1株当たり 500円)
権 利 行 使 期 間			2019年6月2日から 2027年6月2日まで	2020年5月16日から 2028年5月15日まで
行 使 の 条 件			(注) 1	(注) 1
役員 の 保有 状況	取 締 役 (監査等委員 を除く)	取 締 役 (社外取締役を 除く)	—	新株予約権の数 494個 目的となる株式数 9,880株 保有者数 1名
		社外取締役	—	—
	取 締 役 (監査等委員)		—	—

			第 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日			2019年2月13日
新 株 予 約 権 の 数			478個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 9,560株 (新株予約権1個につき 20株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり 11,000円 (1株当たり 550円)
権 利 行 使 期 間			2021年2月14日から 2029年2月14日まで
行 使 の 条 件			(注) 1
役員 の 保有 状況	取 締 役 (監査等委員 を除く)	取 締 役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数 478個 目的となる株式数 9,560株 保有者数 2名
		社外取締役	—
	取 締 役 (監査等委員)		—

- (注) 1. 本新株予約権を行使するには、次に掲げる全ての条件を充たされていることを要する。
- ①新株予約権者は、本新株予約権を行使する時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年による退職によりその地位を喪失した場合は、喪失後1年間に限り行使することができる。
 - ②本新株予約権は、本新株予約権を行使することができる期間内であっても、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合でなければ、行使することができない。
 - (a) 日本国内又は国外の証券取引所において当社普通株式を上場する旨の上場申請が受理された場合。
 - (b) 本新株予約権の割当ての時点において当社における総議決権の66.7%（以下「主要株主比率」という。）以上の議決権を直接又は間接に保有する株主が主要株主比率を下回るような当社普通株式の譲渡を行う旨及び当該譲渡における譲受人の名称を、当社の取締役会に対して書面で通知した場合。
 - ③新株予約権者は、当社と新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、本新株予約権を行使することはできない。
2. 2019年10月30日開催の臨時取締役会決議により、2019年11月21日付で普通株式1株につき、20株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

(3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2024年2月29日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	梶 浦 靖 史	営業本部長
取 締 役	山 森 郷 司	技術本部長
取 締 役	磯 江 英 子	管理本部長
取 締 役	芝 正 孝	東京都市大学情報工学部知能情報工学科 教授
取 締 役	林 隆 弘	HEROZ株式会社 代表取締役CEO 株式会社ストラテジット 取締役 株式会社エーアイスクエア 取締役
取 締 役	井 口 圭 一	HEROZ株式会社 取締役 C T O
取 締 役	森 博 也	HEROZ株式会社 取締役 C F O 株式会社ストラテジット 取締役 株式会社エーアイスクエア 取締役
取 締 委 員	酒 井 健 治	
取 締 委 員	深 井 英 夫	
取 締 委 員	仁 科 秀 隆	中村・角田・松本法律事務所 パートナー 株式会社日本アクア 社外取締役監査等委員 株式会社キタムラホールディングス 社外取締役監査等委員 富士ソフト株式会社 社外取締役

(注) 1. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼務の状況
稲見 吉彦	2023年8月31日	辞任	代表取締役社長

2. 当事業年度中の取締役の地位・担当及び重要な兼務の異動状況は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
梶浦 靖史	取締役 営業本部長	代表取締役社長 兼 営業本部長	2023年9月1日

3. 取締役芝正孝氏は、社外取締役であります。

4. 取締役監査等委員酒井健治氏、深井英夫氏及び仁科秀隆氏は、社外取締役監査等委員であります。

5. 取締役監査等委員酒井健治氏及び深井英夫氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており

ます。

6. 取締役監査等委員仁科秀隆氏は、弁護士の資格を有しており、会社法、金融商品取引法等の各種法令において高度な専門性と知見を有しております。
7. 当社は、社外取締役芝正孝氏並びに社外取締役監査等委員酒井健治氏、深井英夫氏及び仁科秀隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しておりますが、監査の実効性をより高めるため、常勤の監査等委員として酒井健治氏を選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外取締役監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び取締役監査等委員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役及び取締役監査等委員となります。保険料は会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料の負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び取締役監査等委員の報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等の内容に関わる決定方針等

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等の内容に関わる決定方針は、2022年11月30日開催の臨時取締役会にて決議しております。

イ. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとします。

また、取締役報酬の内容の決定に関し、手続の公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置し、各取締役の報酬に関する事項の協議と、適切な報酬水準であるかの判断を行い、結果を取締役に答申します。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月毎の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて同業他社水準、業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

ハ、業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の売上収益、営業利益、当期利益に対する達成度合いに応じて算出された額を翌年度に支給します。

非金銭報酬等は、中長期の会社の価値及び株価の向上並びに株主視点を重視した経営を意図して譲渡制限付株式報酬により支給することとし、株主総会で決議した報酬総額の範囲とします。なお、取締役等への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。

二、基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合に関しては、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とします。

ホ、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の金銭報酬額については、取締役会は、報酬委員会からの答申内容に基づき、代表取締役が最終決定することを委任しております。決定の権限を委任した理由は、業績や個々の取締役の職務執行状況などを俯瞰的に把握しつつ評価を行うには、代表取締役梶浦靖史が適格であると判断したためです。上記の委任を受けた代表取締役社長梶浦靖史は、報酬委員会からの答申の内容に従って決定しなければならないことから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

非金銭報酬については、報酬委員会からの答申内容に基づき、取締役会の決議により取締役個人別の割当株式数を決定します。

② 役員報酬等に関する株主総会決議

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年11月30日開催の臨時株主総会において、年額130百万円以内（うち社外取締役は年額10百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち、社外取締役1名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年11月30日開催の臨時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

また、上記金銭報酬枠とは別枠で、2022年11月30日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役、非常勤取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬として、年額20百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち非常勤取締役3名、社外取締役1名）となり、対象取締役は4名となります。

③当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	対象となる 役員の員数	報酬等の額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬
				譲渡制限付株式
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	72,310千円 (3,600千円)	71,220千円 (3,600千円)	1,090千円 (-千円)
取 締 役 監 査 等 委 員 (うち社外取締役)	3名 (3名)	16,200千円 (16,200千円)	16,200千円 (16,200千円)	-千円 (-千円)
合 計 (うち社外取締役)	8名 (4名)	88,510千円 (19,800千円)	87,420千円 (19,800千円)	1,090千円 (-千円)

(注) 1. 上表には、2023年8月31日をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 非金銭報酬の金額は、当事業年度の費用計上額でございます。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役芝正孝氏は、東京都市大学情報工学部知能情報工学科教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役監査等委員仁科秀隆氏は、中村・角田・松本法律事務所パートナー、株式会社日本アークア社外取締役監査等委員、株式会社キタムラホールディングス社外取締役監査等委員、富士ソフト株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況	
取締役	芝 正 孝	当事業年度に開催された取締役会23回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及びその他会議等において、大学教授としての高い見地、さらにはIT戦略・IT内部統制分野における豊富なキャリアによる経験と知見から意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行うなど、職責を十分に果たしております。
取締役 監査等 委員	酒 井 健 治	当事業年度に開催された取締役会23回、監査等委員会12回のそれぞれ全てに出席いたしました。出席した取締役会および監査等委員会において、大手メーカーでのCFOや取締役監査委員長等を歴任した経験と知見に基づき、独立かつ中立の視点から必要な発言を行うなど、職責を十分に果たしております。
取締役 監査等 委員	深 井 英 夫	当事業年度に開催された取締役会23回、監査等委員会12回のそれぞれ全てに出席いたしました。出席した取締役会および監査等委員会において、財務経理の専門分野をベースに幅広い経験と高い知見を有しており、独立かつ中立の視点から必要な発言を行うなど、職責を十分に果たしております。
取締役 監査等 委員	仁 科 秀 隆	当事業年度に開催され取締役会23回、監査等委員会12回のそれぞれ全てに出席いたしました。出席した取締役会および監査等委員会において、弁護士としての高度な専門性と知識を活かし、コーポレート・ガバナンス強化のために法律面からの独立かつ中立の視点から必要な発言を行うなど、職責を十分に果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 赤坂有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1)業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」及び「行動規範」をはじめとする社内規程を遵守し、リスク管理委員会にてコンプライアンスの取組みについて管理、監督します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における意思決定に関する情報、その他重要な決裁に関する情報に関し、法令及び「文書管理規程」に従い記録し、保存します。取締役及び監査等委員である取締役は常時これらの情報を閲覧できるものとします。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会のもと、当社のリスクマネジメントを円滑に推進します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)「取締役会規程」や「職務権限規程」に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われるようにします。
- (2)週次開催のマネジメント連絡会にて経営報告を行うことで取締役会の審議の効率化を図ります。

⑤株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社が生じた場合には、「関係会社管理規程」を新設し、企業集団における業務の適正を確保するための措置を講ずることとします。

⑥監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員である取締役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その必要に応じた使用人を監査等委員である取締役の補助者に任命します。

- ⑦上記⑥の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員である取締役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査等委員である取締役は、前号の使用人を補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとします。
 - (2) 補助者は、監査等委員である取締役の命を受けた監査業務を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有します。
- ⑧取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制
- (1) 監査等委員である取締役は、重要な社内会議に出席することができます。
 - (2) 取締役及び使用人は、法令及び規程に定められる事項のほか、監査等委員である取締役から報告を求められた場合については、必要な報告及び情報提供を監査等委員である取締役又は監査等委員会において適時適切に行うこととします。
- ⑨上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員である取締役へ報告をした者が当該報告を理由として、不利益な扱いを受けないものとします。
- ⑩監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築します。
 - (2) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査等委員である取締役の請求等により速やかに処理を行う体制とします。
- ⑪その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社の取締役は、監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の会計監査人と会計監査内容についての情報の交換が十分に行えるための体制をとります。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務執行の効率性の確保のための取り組み

当社の取締役会は、取締役10名（うち社外取締役4名）で構成されております。取締役会は、迅速かつ効果的、効率的な意思決定を行えるよう毎月1回定時取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は経営の重要事項の審議、決定、業務執行の進捗確認等の業務統制等重要な意思決定機関として運用されております。

また、取締役会にはすべての監査等委員である取締役が出席し、取締役の業務執行の状況を監査できる体制となっております。

②内部監査の実効性の確保のための取り組み

当社は代表取締役社長直轄の部署として内部監査室を設置しており、人員は4名（兼務）で構成されております。内部監査担当者が内部監査計画に基づいて法令、定款及び社内規程の遵守状況や業務執行状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、指摘事項の改善状況を継続的に監査しております。

③監査等委員である取締役の実効性の確保のための取り組み

当社は監査等委員会設置会社として常勤取締役監査等委員（社外取締役）1名と社外取締役監査等委員2名の合計3名の監査等委員である取締役がおり、取締役の職務執行の監査を行っております。各取締役監査等委員は、監査計画に基づいて、監査を実施するとともに、監査等委員会を月1回実施し、情報共有に努めております。

また、株主総会や取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役と定期的な意見・情報交換や各取締役から適宜業務執行の状況について説明を求めると等により業務の遂行状況を監査するとともに、内部監査室や会計監査人と連携し、有効かつ効率的な監査を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,609,672	流 動 負 債	658,005
現金及び預金	822,301	買掛金	82,105
売掛金	458,251	1年内返済予定の長期借入金	200,000
商品	5,867	未払金	38,533
貯蔵品	183,494	前受収益	24,306
前払費用	119,775	未払費用	21,980
前渡金	6,425	前受金	133,355
その他	13,588	賞与引当金	23,259
貸倒引当金	△32	契約損失引当金	50,597
固 定 資 産	4,088,070	未払法人税等	66,297
有 形 固 定 資 産	110,855	未払消費税等	12,072
建物附属設備	29,057	その他	5,497
工具、器具及び備品	81,130	固 定 負 債	1,296,518
建設仮勘定	667	長期借入金	1,100,000
無 形 固 定 資 産	3,574,075	資産除去債務	18,481
ソフトウェア	139,480	長期前受金	162,683
のれん	3,230,392	その他	15,353
ソフトウェア仮勘定	204,202	負 債 合 計	1,954,523
投資その他の資産	403,139	(純 資 産 の 部)	
破産更生債権等	129	株 主 資 本	3,743,219
繰延税金資産	142,233	資本金	750,868
長期前払費用	181,139	資本剰余金	1,994,168
その他	79,765	資本準備金	540,868
貸倒引当金	△129	その他資本剰余金	1,453,300
資 産 合 計	5,697,743	利 益 剰 余 金	998,269
		その他利益剰余金	998,269
		繰越利益剰余金	998,269
		自 己 株 式	△85
		純 資 産 合 計	3,743,219
		負 債 純 資 産 合 計	5,697,743

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,640,423
売上原価	1,196,345
売上総利益	1,444,078
販売費及び一般管理費	1,186,506
営業利益	257,571
営業外収益	8
受取利息	169
その他	178
営業外費用	10,317
支払利息	582
為替差損	1
その他	10,901
経常利益	246,848
税引前当期純利益	246,848
法人税、住民税及び事業税	153,706
法人税等調整額	4,217
当期純利益	88,924

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己 株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	749,758	539,758	1,453,300	1,993,058	1,092,208	1,092,208	△85	3,834,938	3,834,938
当 期 変 動 額									
新株の発行(新株 予約権の行使)	1,110	1,110	-	1,110	-	-	-	2,220	2,220
剰余金の配当	-	-	-	-	△182,863	△182,863	-	△182,863	△182,863
当 期 純 利 益	-	-	-	-	88,924	88,924	-	88,924	88,924
当 期 変 動 額 合 計	1,110	1,110	-	1,110	△93,939	△93,939	-	△91,719	△91,719
当 期 末 残 高	750,868	540,868	1,453,300	1,994,168	998,269	998,269	△85	3,743,219	3,743,219

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・ 貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～18年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ ソフトウェア（自社利用） 定額法によっております。
- ・ のれん 投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却を行っております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度の負担に属する金額を計上しております。

③ 契約損失引当金

仕入先との契約に関する最低購入保証に係る損失に備えて、当該損失見込み額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社における主な収益認識の方針は以下のとおりです。

マネージドセキュリティサービス サービス提供期間にわたり収益を計上しております。

インテグレーションサービス 物販に関しては、顧客へ納品し顧客の検収が完了した時点で収益を計上しております。また、ライセンス付きソフトウェアについては、ライセンス期間にわたり収益を計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
のれん	3,230,392千円

当事業年度においてのれんに対する減損損失を計上していませんが、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

① 算出方法

当社で認識されているのれんは、主として株式会社B A F 5が旧バリオセキュア株式会社に対して行った企業結合により認識されたものであり、当該のれんは株式会社B A F 5と旧バリオセキュア株式会社の合併により、合併後会社に引き継がれております。

当社はインターネットセキュリティサービス事業の単一セグメントです。取得により生じるシナジー効果は当該単一セグメントとしての資金生成単位全体から生じることから、のれんは当該資金生成単位全体に配分されております。

企業結合により取得したのれんについて、取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、のれんの減損の兆候を把握します。減損の兆候がある場合、その帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較し、減損損失の認識に至った場合は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値により測定します。当事業年度においては割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから減損損失を認識していません。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、過去の実績や外部情報を反映し、取締役会によって承認された中期事業計画に基づき、事業計画が策定された期間を超える期間については当該計画の最終事業年度のキャッシュ・フローをもとに算定したものを基礎として見積もっております。将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、売上成長率であります。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りは現時点における最善の見積りであると考えておりますが、主要な仮定である売上成長率は事業環境の変化による不確実性を伴い、当該仮定の変動により将来キャッシュ・フローの見積額が減少した場合、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

契約損失引当金の評価

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
契約損失引当金	50,597千円
契約損失引当金戻入額	44,260千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

①算出方法

契約損失引当金は、当社が仕入先との間で締結した契約の最低購入保証条項に基づき、最低購入保証の未達に備えるため、将来発生する損失見込み額を計上しております。将来発生する損失見込み額は、合理的な仕入計画に基づき、将来に発生が見込まれる金額を見積もっております。

②主要な仮定

合理的な仕入計画の策定にあたっては、予測販売数量を主要な仮定として用いております。予測販売数量については、過去の実績等を基礎として見積りを行っております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記見積りの予測販売数量及び当該数量に基づく合理的な仕入計画には不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により結果として、契約損失引当金の追加計上または戻入が必要となる可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	332,548千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	－千円
短期金銭債務	369千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金を効率的に調達するため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。
この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の限度額	1,100,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,100,000千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高	800千円
売上原価	7,800千円
販売費及び一般管理費	3,817千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,520,053株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 1,519株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月25日 定時株主総会	普通株式	182,863千円	40.50円	2023年2月28日	2023年5月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
該当事項はありません。

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|---------|
| 普通株式 | 85,440株 |
|------|---------|

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。資金調達については、複数の金融機関からの借入や当座貸越契約枠を利用することにより調達しております。

なお、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社に財務上の損失を発生させるリスクであります。

長期借入金については、資金調達に係る流動性リスクと金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

(b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持などにより資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

(c) 金利変動リスクの管理

当社は、金利変動リスクを軽減するため、管理本部による市場動向等のモニタリングを行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、「現金及び預金、売掛金」については、預金及び売掛金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 1年内返済予定の長期借入金	200,000千円	200,000千円	－千円
(2) 長期借入金	1,100,000千円	1,100,000千円	－千円

(注) (1)1年内返済予定の長期借入金、(2)長期借入金

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の時価については、変動金利による調達であり、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	1,300,000	－	1,300,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

1. サービス区分別の外部顧客に対する売上高は以下のとおりであります。

売上高	
マネージドセキュリティサービス	2,308,116千円
インテグレーションサービス	332,307千円
顧客との契約から生じる収益	<u>2,640,423千円</u>
その他の収益	<u> -</u> 千円
外部顧客への売上高	<u><u>2,640,423千円</u></u>

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度の以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	443,935千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	458,251千円
契約資産(期首残高)	-
契約資産(期末残高)	-
契約負債(期首残高)	490,559千円
契約負債(期末残高)	335,699千円

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,692千円
賞与引当金	9,816千円
税務上の収益認識差額（売上高）	81,822千円
資産除去債務	5,658千円
前受収益	10,386千円
棚卸資産評価損	52,245千円
契約損失引当金	15,492千円
その他	10,570千円
繰延税金資産合計	190,687千円
繰延税金負債	
税務上の収益認識差額（売上原価）	△45,189千円
建物附属設備（資産除去債務関係）	△3,263千円
繰延税金負債合計	△48,453千円
繰延税金資産の純額	142,233千円

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	828円41銭
(2) 1株当たり当期純利益	19円69銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月19日

バリオセキュア株式会社
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田	勉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒川	和也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、バリオセキュア株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また監査上の主要な検討事項についても、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月19日

バリオセキュア株式会社 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 酒 井 健 治

監 査 等 委 員 深 井 英 夫

監 査 等 委 員 仁 科 秀 隆

(注) 監査等委員、酒井健治、深井英夫及び仁科秀隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	かじ うら やす しみ 梶 浦 靖 史 (1965年11月30日)	1993年4月 エレクトロニック・データ・システムズ株式会社入社 2009年8月 日本ビューレット・パッカード株式会社入社 2010年5月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2012年10月 SAPジャパン株式会社入社 2015年8月 同社 パートナー事業部パートナー・マネージド・クラウド事業部長就任 2017年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 パートナー事業・アライアンス事業統括本部 テクニカル・ソリューション推進事業部長就任 2018年6月 当社 取締役営業本部長就任 2023年9月 当社 代表取締役社長就任（現任）	619株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
2	やま もり さと し 山 森 郷 司 (1971年1月11日)	1995年4月 株式会社学修社入社 1999年6月 株式会社サービスウェア・コーポレーション (現SCSK株式会社) 入社 2004年1月 株式会社ネットドリーマーズ入社 技術部長就任 2005年4月 同社 ソリューション事業部長兼任 2009年6月 フリービット株式会社入社 2010年5月 同社 SmartInfra本部本部部長兼情報システム部 ジェネラルマネージャー就任 2011年6月 株式会社ギガプライズ 社外取締役就任 2011年7月 株式会社ベッコアメ・インターネット 社外取 締役就任 2011年11月 フリービット株式会社 技術統括担当執行役員 就任 2012年7月 株式会社フルスピード 社外取締役就任 2015年6月 株式会社アイ・ステーション 社外取締役就任 2016年9月 株式会社フリービットEPARKヘルスケア社外取 締役就任 2018年7月 当社 取締役技術本部長就任 (現任)	554株
3	い どう ゆう ずけ 伊 藤 裕 介 (1971年12月6日)	1994年4月 株式会社大塚商会入社 2002年10月 株式会社Jストリーム入社 2013年4月 同社 営業本部プラットフォーム推進部長就任 2015年4月 株式会社エーアイ 営業統括マーケティングディレクター就任 2016年4月 株式会社Jストリーム 営業本部メディアコンテンツ推進部長就任 2017年8月 株式会社イノコス 取締役就任 2017年10月 株式会社Jストリーム 営業本部副本部長就任 2022年9月 株式会社VRMODE 取締役就任 2024年1月 当社入社 営業本部副本部長就任 (現任)	-

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
4	林 隆弘 (1976年12月20日)	1999年4月 日本電気株式会社入社 IT戦略部、経営企画部 在籍 2009年4月 HEROZ株式会社設立 代表取締役CEO (現任) 2022年9月 株式会社ストラテジット 取締役就任 (現任) 2022年11月 当社 取締役就任 (現任) 2023年12月 株式会社エーアイスクエア 取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) HEROZ株式会社 代表取締役CEO 株式会社ストラテジット 取締役 株式会社エーアイスクエア 取締役	-
5	井口 圭一 (1978年7月19日)	2003年4月 日本電気株式会社入社 中央研究所在籍 2010年4月 株式会社Donuts入社 開発部長 2012年5月 株式会社Ginger設立 取締役 2013年6月 HEROZ株式会社入社 開発部長 2020年7月 同社 取締役CTO (現任) 2021年11月 当社 社外取締役就任 2022年11月 当社 取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) HEROZ株式会社 取締役CTO	-

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
6	もり 森 ひろ や 博 也 (1973年10月19日)	<p>1996年10月 センチュリー監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入社</p> <p>2000年7月 株式会社インテラセット入社</p> <p>2002年7月 株式会社インテリジェンス (現 パーソルキャリア株式会社) 入社</p> <p>2016年4月 パーソルホールディングス株式会社転籍 グループ財務本部長</p> <p>2021年10月 HEROZ株式会社入社 執行役員CFO</p> <p>2022年9月 株式会社ストラテジット 取締役就任 (現任)</p> <p>2022年11月 当社 取締役就任 (現任)</p> <p>2023年7月 HEROZ株式会社 取締役CFO就任 (現任)</p> <p>2023年12月 株式会社エーアイスクエア 取締役就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>HEROZ株式会社 取締役CFO</p> <p>株式会社ストラテジット 取締役</p> <p>株式会社エーアイスクエア 取締役</p>	-

- (注) 1. 林隆弘氏は、HEROZ株式会社の代表取締役CEOであり、同社は当社との間で資本業務提携契約を締結しております。
2. 井口圭一氏は、HEROZ株式会社の取締役CTOであり、同社は当社との間で資本業務提携契約を締結しております。
3. 森博也氏は、HEROZ株式会社の取締役CFOであり、同社は当社との間で資本業務提携契約を締結しております。
4. 上記3名以外の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 当社は、林隆弘氏、井口圭一氏及び森博也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。林隆弘氏、井口圭一氏及び森博也氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	はた けいこ 畑 敬子 (1971年1月6日)	1994年4月 防衛庁(現防衛省)航空自衛隊 入隊 2007年5月 福岡ソフトバンクホークス株式会社 入社 2008年5月 株式会社スマイルズ コーポレート本部人事総務部長就任 2014年4月 株式会社シーボン 入社 2015年7月 寺田倉庫株式会社 入社 2016年4月 同社 執行役員人材開発室長就任 2017年8月 同社 上席執行役員人材開発室長就任 2018年5月 同社 常務執行役員人材開発室長就任 2018年11月 HOP株式会社 代表取締役CEO就任(現任) 2020年9月 株式会社ファームシップ 取締役CHRO兼CCO就任 (重要な兼務の状況) HOP株式会社 代表取締役CEO	—
2	たか はし か な 高橋 可奈 (1984年3月12日)	2007年9月 弁護士登録 2007年9月 森・濱田松本法律事務所入所 2016年8月 中外製薬株式会社入社 2018年11月 ひふみ総合法律事務所入所(現任) 2022年4月 ホワイトエッセンス株式会社 社外監査役就任 2022年10月 matsuri technologies株式会社 社外監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) ひふみ総合法律事務所 弁護士 matsuri technologies株式会社 社外監査役	—

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	もり わき もとい 森 脇 基 (1979年3月25日)	2002年4月 株式会社ベースボール・マガジン事業社（現株式会社BBMスポーツ・コミッション）入社 2008年1月 株式会社総合臨床ホールディングス（現株式会社EPLink）入社 2009年7月 株式会社アプロード入社 2011年4月 エン・ジャパン株式会社入社 2023年1月 株式会社BuySell Technologies CFO室長就任（現任）	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 畑敬子氏、高橋可奈氏および森脇基氏は、社外取締役候補者であります。
3. 畑敬子氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由および果たすことが期待される役割の概要は、企業において長年にわたり、人材開発分野における豊富な経験を有しており、当社の今後の人事戦略の構築、人的資源の活用、組織活性化などにおいて適切な助言を期待できるものと判断したためです。
4. 高橋可奈氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由および果たすことが期待される役割の概要は、弁護士としての高度な専門性と知識を活かし、コーポレート・ガバナンス強化のために法律面から経営を監視していただくことが有用と判断したためです。
5. 森脇基氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由および果たすことが期待される役割の概要は、IRの専門分野をベースに、CFO室長として経理財務に関する高い知見を有しており、公正、中立な立場から当社の経営を監視し、助言いただくことが期待できると判断したためです。
6. 畑敬子氏、高橋可奈氏および森脇基氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、3氏が選任された場合は、当社は3氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、畑敬子氏、高橋可奈氏および森脇基氏の選任が承認され就任した場合は、3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス (予定)

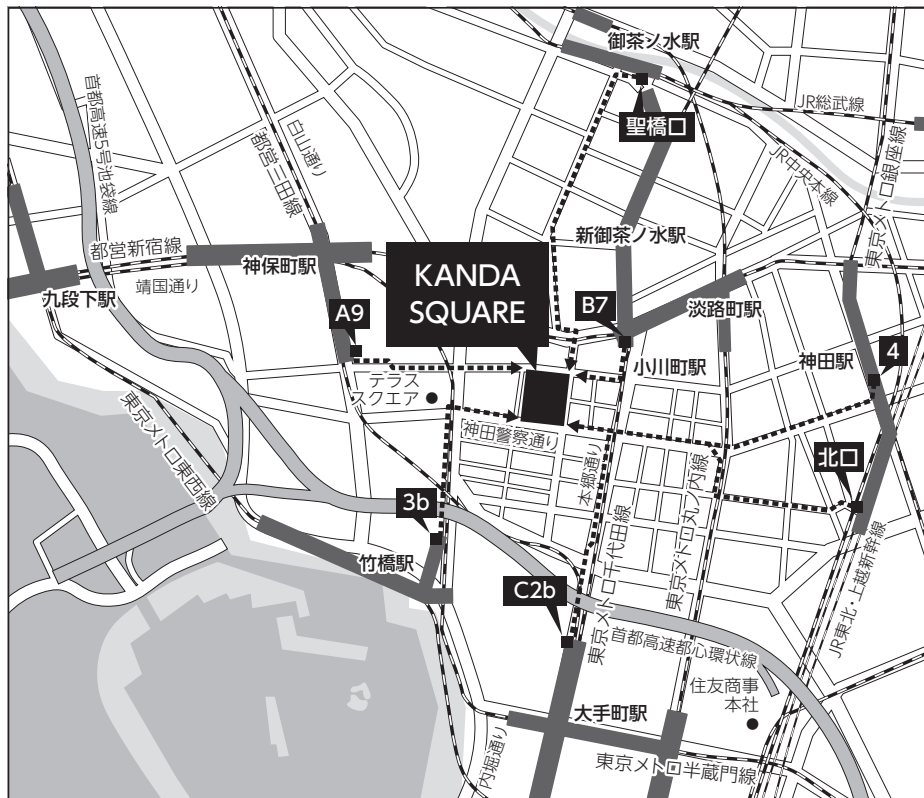
本招集ご通知記載の候補者を原案通りご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

	企業経営	コーポレートガバナンス	IT デジタル	技術 研究開発	営業 マーケティング	財務会計	人事 人材開発	国際性
梶浦靖史	●	●	●		●			●
山森郷司	●		●	●				
伊藤裕介	●		●		●			
林 隆弘	●	●	●				●	
井口圭一	●		●	●				
森 博也	●	●				●		
畑 敬子	●	●					●	
高橋可奈	●	●						●
森脇 基	●				●	●		

以上

株主総会会場ご案内図

会場： 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
 神田スクエア3階 CONFERENCE



交通	東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅	出口B7から	徒歩約3分
	東京メトロ丸ノ内線「淡路町」駅	出口B7から	徒歩約3分
	都営地下鉄新宿線「小川町」駅	出口B7から	徒歩約3分
	東京メトロ半蔵門線「神保町」駅	出口A9から	徒歩約5分
	東京メトロ東西線「竹橋」駅	出口3bから	徒歩約6分
	東京メトロ千代田線「大手町」駅	出口C2bから	徒歩約8分
	JR中央線・総武線「御茶ノ水」駅	聖橋口から	徒歩約9分
	JR各線「神田」駅	出口4/北口から	徒歩約10分